

財政援助団体等の監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査をを尾花沢市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年11月24日

尾花沢市監査委員 丹川 弘行

尾花沢市監査委員 笹原 和子

1. 監査の対象 有限会社 はながさバス
2. 監査期日 令和5年11月7日(火)
3. 監査執行者 尾花沢市監査委員 丹川 弘行
尾花沢市監査委員 笹原 和子
4. 監査の範囲 令和4年度の市補助金に係る出納並びに関連事務の執行状況
5. 監査の着眼点及び実施内容 監査対象の財政援助団体及び所管課が令和4年度に実施した財政援助にかかる会計事務その他の事務執行が当該財政援助の目的に沿って行われているかを監査するため、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、当該法人の役職員から説明を聴取するとともに、市補助金に係る収支の会計処理は適正に執行されているかに主眼をおき、関係諸帳簿、証書類の監査を実施した。
6. 監査の結果 提出された資料に基づき関係諸帳簿と照合し、確認の結果計数に誤りはなく、関連事務の執行についても適正に執行されていることを認める。

監査対象事業の補助目的及び補助金交付状況

1. 尾花沢市路線バス開設等運行費補助金

(1) 補助金額 運行事業費欠損額 0 円

市民無償化等に伴う乗車運賃補填額 2,598,790 円

(2) 支出年月日 令和4年 9月15日・令和4年12月15日

令和4年 3月23日・令和5年 5月23日(戻入)

(3) 根拠法令等

尾花沢市路線バス開設等運行費補助金交付要綱

尾花沢市補助金等の適正化に関する規則

(4) 補助目的

市民の生活交通の確保と市民福祉の向上を図るため、市内に新たにバス路線を開設した事業者に対し、その運行事業費の欠損額を助成し事業継続の確保を図ることを目的とする。

2. 尾花沢市原油価格・物価高騰等緊急支援金

(1) 補助金額 200,000 円

(2) 支出年月日 令和4年9月1日

(3) 根拠法令等

尾花沢市原油価格・物価高騰等緊急支援金交付要綱

(4) 補助目的

新型コロナウイルス感染症の長期化と原油価格や物価高騰等の影響により経営の継続が困難となっている事業者等に対し、事業の継続を支援し、アフターコロナにおける雇用の維持及び確保並びに市内経済の活性化を図ることを目的とする。

3. 尾花沢市運送関連事業者等支援金

(1) 補助金額 400,000 円

(2) 支出年月日 令和4年12月22日

(3) 根拠法令等

尾花沢市運送関連事業者等支援金交付要綱

尾花沢市補助金等の適正化に関する規則

(4) 補助目的

燃料費及び物価高騰により更なる経営困難に直面していることにより、市民の日常生活や地域経済活動を支える公共交通を担うバス及びタクシー・ハイヤー事業者並びに物資輸送を担うトラック運送事業者の輸送力の維持、確保を図ることを目的とする。

4. 尾花沢市中小企業者等除雪経費助成金

(1) 補助金額 33,000 円

(2) 支出年月日 令和5年3月23日

(3) 根拠法令等

尾花沢市中小企業者等除雪経費助成金交付要綱

尾花沢市補助金等の適正化に関する規則

(4) 補助目的

企業者において企業敷地内の除雪を行う場合の経費について、本市積雪地帯の中小企業の負担軽減を図ることを目的とする。